

自家用有償旅客運送の「運行管理の責任者」の業務

2022年
4月1日

2022年
10月1日

運行管理の責任者

5台以上もしくは
大型1台以上
資格要件あり



運行管理者(旅客)の一般講習の受講が義務化されます。

運転前後の運転者に対し
アルコール検知器を用いて
酒気帯びの有無を確認
記録し1年間保存
2年ごとに講習受講
計画、交替要員、異常気象時安全確保

安全運転管理者

5台以上もしくは
大型1台以上
選任必要

毎年1回
法定講習受講
計画、交替要員、異常気象時安全確保



運転前後の運転者に対し
目視等で酒気帯びの有無を確認
記録し1年間保存

選任不要

運転前後の運転者に対し
アルコール検知器を用いて
酒気帯びの有無を確認



自家用有償旅客運送の「運行管理の責任者」の要件と配置基準

<p>運行管理の責任者</p> <p>5台以上もしくは大型1台以上で資格要件あり</p>	<p><資格要件> ※下記のいずれか></p> <ul style="list-style-type: none"> ○運行管理者の資格がある者 ○運行管理者試験の受験資格を有する者（事業用自動車の運行の管理に関し1年以上の実務経験、もしくは国土交通大臣が認定した講習を修了） ○安全運転管理者の要件を備える者（選任されている必要はない） ○国土交通大臣が認めた者 <p>「運行管理の実務経験1年以上+運行管理者の一般講習受講者」が追加される（見込み）</p> <p>現在「運行管理の責任者」に選任されている人は、改めて要件を満たす手続きを取る必要はありません</p> <p><配置基準></p> <ul style="list-style-type: none"> ○19台まで1人、39台まで2人（運行管理者（旅客）の資格がある者は39台まで一人） <p><講習></p> <ul style="list-style-type: none"> ○2年毎に運行管理者（旅客）の一般講習受講（見込み）
<p>安全運転管理者</p> <p>5台以上もしくは大型1台以上で選任必要</p>	<p><配置基準と要件></p> <ul style="list-style-type: none"> ○安全運転管理者（19台まで） <ul style="list-style-type: none"> 年齢20才（副安全運転管理者を置く場合は30才）以上で、次のいずれか <ul style="list-style-type: none"> ・運転管理実務経験2年以上 *実態としては実務経験が無くても選任可能 ・公安委員会の認定を受けている ○副安全運転管理者（20台以上20台ごとに一人） <ul style="list-style-type: none"> 年齢20才以上で、次のいずれか <ul style="list-style-type: none"> ・運転管理実務経験1年以上 ・運転経験3年以上 ・公安委員会の認定を受けている <p><講習></p> <ul style="list-style-type: none"> ○毎年1回講習受講 正・副別